

Client Alert

2024年1月号 (Vol.121)

1. はじめに
2. 知的財産法：文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について（素案）」を公表
3. 競争法／独禁法：公取委、実効的な独禁法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドを公表
4. エネルギー・インフラ：再エネ特措法に関する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）」の公表
5. 労働法：技能実習生制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書について
6. 会社法：金融庁、『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表
7. 危機管理・コンプライアンス①：経済産業省、「外国公務員贈賄防止指針（改訂案）」に係るパブリックコメントを実施
8. 危機管理・コンプライアンス②：EU・CSDDD（コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令）暫定合意の公表
9. 一般民事・債権管理：抵当権に基づく物上代位と「相殺の効力が直ちに生じる旨の合意」の優劣について判示した事案（最高裁令和5年11月27日判決）
10. M&A：金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループが報告を公表
11. キャピタル・マーケット：金融審議会、非上場有価証券の取引の活性化のための施策を提言
12. 税務：令和6年度税制改正大綱の閣議決定
13. 国際訴訟・仲裁：シンガポール国際仲裁センター規則第7次ドラフトについて
14. 国際通商／経済安全保障：基幹インフラの事前審査制度の対象となる事業者の指定及び各省FAQの公表など直近の動き（経済安全保障推進法）
15. 米国：企業結合ガイドライン最終版の公表
16. 中国・アジア（タイ）：イニシャル・コイン・オファリング（Initial Coin Offering：「ICO」）に対する新たな規制の導入
17. 新興国（ロシア）：ロシアにおける証券取引に関する制限の動向

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024年1月号 (Vol.121) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について（素案）」を公表

2023年12月20日、文化審議会著作権分科会法制度小委員会は、「AI と著作権に関する考え方について（素案）」（「素案」）を公表しました。素案では、著作権法の基本的な考え方と技術的な背景を踏まえ、生成 AI に関する懸念点について、以下のとおり、①学習・開発段階、②生成・利用段階、③生成物の著作物性、④その他の論点に分けて論点整理がなされています。

具体的には、①学習・開発段階では、AI 開発のための学習を含む、情報解析の用に供するための著作物の利用に関する著作権制限規定である著作権法 30 条の 4 について、「非享受目的」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」等の各要件の解釈に関して整理すると共に、AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に学習を行った事業者が受け得る措置や権利者による差止請求等が認められ得る範囲に関して整理がなされています。

また、②生成・利用段階では、著作権侵害の有無の考え方（類似性・依拠性）、侵害に対する措置及び侵害行為の責任主体等について、整理がなされています。

さらに、③生成物の著作物性では、生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係や著作物性のないものに対する保護について、整理がなされています。

素案は、本年 1 月の小委員会で議論がなされた後、パブリックコメントに付される予定であり、その内容に変更がなされる可能性もありますが、AI と著作権の関係を整理するものとして今後の解釈指針となるものであることから、その内容について留意をする必要があります。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、実効的な独禁法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドを公表

公取委は、2023年12月21日、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」（「本ガイド」）を公表しました。本ガイドは、独禁法で禁止されている行為のうち、主に不当な取引制限（カルテル・談合等）の防止や早期発見を念頭に作成されています。

本ガイドは、実効的な独禁法コンプライアンスプログラムの構成要素を、大きく、(1)独禁法コンプライアンス全般、(2)違反行為を未然防止するための具体的な施策、(3)違

Client Alert

反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策、(4)プログラムの定期的な評価とアップデートの4つに分類した上で、各要素についての指針を示しています。以下、企業がコンプライアンスプログラムを策定・見直しする際に具体的に参考になると思われる(1)から(3)の各要素について、提示されているポイントの概要をご紹介します。

(1) 独禁法コンプライアンス全般

- ① 経営トップのコミットメントとイニシアティブ：
経営トップが独禁法違反を許容しない旨のメッセージを社内外に発するとともに、各取組の担当部門への十分な権限やリソースの付与等、コンプライアンスプログラムの整備・運用に本気で取り組んでいることを自身の行動でも示す
- ② 自社の実情に応じた独禁法違反リスクの評価とリスクに応じた対応：
事業者ごとに独禁法違反リスクを洗い出し、各リスクの重要性を分析・評価し、重要なリスクに重点的に対応する
- ③ 独禁法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用：
独禁法コンプライアンスに関する基本方針・手続を社内規程等（行動規範、独禁法コンプライアンス規程、独禁法コンプライアンスマニュアル）で明確化し、役職員に浸透させる
- ④ 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分：
事業者ごとの実情や独禁法違反リスクに応じ、業務分掌を明確・体系的に整理し、各担当部門・担当者に十分な権限とリソース（予算、人員、設備等）を配分する
- ⑤ 企業グループとしての一体的な取組：
独禁法コンプライアンスプログラムは、企業グループ単位で一体的に整備・運用しつつ、グループに属する個々の企業でも自社の実情に応じた整備・運用をする

(2) 違反行為を未然防止するための具体的な施策

- ① 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用：
独禁法違反リスクの回避・低減のため、競争事業者との接触に関する社内ルール（接触禁止や、接触に係る申請・承認・報告等のルール）の整備・運用
- ② 独禁法に関する社内研修の実施：
役職員の興味・関心を効果的にかき立てるような内容・形式での、自社の実情・独禁法リスクに応じカスタマイズされた研修の実施、適切な研修講師の選任や理解度テストの実施等の役職員の理解度の向上に向けた工夫
- ③ 独禁法に関する相談体制の整備・運用：
役職員において、自身の行動が独禁法違反行為に該当する可能性があるか否かの判断に悩んだ場合に、適切なタイミングで独禁法コンプライアンスの所管部署・担当者に相談できる体制の整備・運用

Client Alert

- ④ 独禁法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用：
懲戒処分の対象行為や、懲戒権者・懲戒手続・懲戒処分の内容を決定する際の基準等の明確化・周知及び公平な適用、違反行為の未然防止・早期発見のための取組への協力を役職員の利益に結び付けるインセンティブ制度の導入
- (3) 違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策
- ① 独禁法に関する監査の実施：
内部監査部門（事業部門やコンプライアンス所管部署・担当者から独立した立場）による独禁法監査（関連文書・証跡・証拠の確認、メール等のキーワード検索、アンケート・ヒアリング、データ分析等）の定期的な実施
- ② 内部通報制度の整備・運用：
内部通報制度が役職員に認知され実際に活用されるための工夫（声を上げやすい文化や組織風土の醸成、通報窓口の利便性・認知度・信頼度の向上等）
- ③ 独禁法に関する社内リニエンシー制度の導入：
違反行為関与者が関与を自主的に申告し社内調査に協力した場合に懲戒処分の減免を認める社内リニエンシー制度の導入・周知
- ④ 独禁法違反の疑いが生じた後の的確な対応：
課徴金減免制度や調査協力減算制度の活用を視野に入れた適切かつ迅速な対応（平時の準備、違反の疑いが生じてからの初動対応（事実関係の調査・証拠保全等）、類似事案の社内調査、原因分析及び再発防止策の策定・実行）

本ガイドは、公取委が初めて、実効的な独禁法コンプライアンスプログラムの構成要素及びその意義・留意点等について網羅的・体系的に整理したものであり、実際の企業の好取組事例も紹介されている等、有用なものとなっています。米国等、効果的なコンプライアンスプログラムの存在が競争法違反行為に対する制裁の軽減要素となる法域もあり、事業者にとって適切なコンプライアンスプログラムを導入していることは昨今ますます重要となっているため、本ガイドの公表を契機として改めてコンプライアンスプログラム全体を見直し、必要に応じて社内規定等を策定・アップデートすることが望まれます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144(福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：再エネ特措法に関する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）」の公表

2024年4月1日施行予定の改正再エネ特措法¹においてFIT/FIP認定（変更認定の一部も含まれます。）の要件として求められることとなる説明会等の運用に係る詳細に関し、2023年12月22日、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）」²（「本ガイドライン案」）が公表され、パブリック・コメント³に付されています。

再エネ特措法における説明会等の内容については、[Client Alert 2023年9月号 \(Vol.117\)](#) や [Client Alert 2023年11月号 \(Vol.119\)](#) でも取り上げていますので、今回は、本ガイドライン案の内容のうち、これらのClient Alertで取り上げた内容からアップデートがあった部分に焦点を絞り、特に重要なものをご紹介します。

(1) 「密接関係者」の範囲について

2023年11月に公表された再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの「第2次とりまとめ」⁴では、再エネ発電事業の「実質的支配者」の変更の場合において、変更認定時に説明会等の開催を求めることが明らかとされていました。これを受けて、同月に公表された再エネ特措法施行規則の改正案⁵においては、認定事業者の「密接関係者」（認定事業者との関係で資本関係等において当該者と密接な関係を有する者）の変更が、変更認定事由に追加され、当該変更認定において説明会等の開催が要件とされました。もっとも、かかる「密接関係者」の範囲は明確にはされませんでした。

本ガイドライン案は、この「密接関係者」の範囲について、次の者を指すこととしています。

- ① 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）
- ② 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合）
- ③ 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- ④ 上記①～③の者の親会社⁶

「密接関係者」につき上記のように考えた場合、プロジェクトファイナンスにおけるSPCが「認定事業者」に該当する場合には、その直接の社員や株主の変更のみならず、当該SPCに対する匿名組合出資者の変更や、さらには、これらの「親会社」

¹ FIT/FIP認定の申請との関係では、2023年度の申請期限は既に経過しているため、2024年4月前の申請であっても、今後は2024年度の申請として2024年4月から施行される新ルールに基づいて認定の要件充足が判定されることとなるため、留意が必要です。

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620223037&Mode=0>

³ パブリック・コメントの受付締切日は2024年1月21日までとされています。

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/20231128_1.pdf

⁵ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000263556>

⁶ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令59号）8条3項に規定する親会社をいう」ものとされています。

Client Alert

となる究極的なスポンサーの変更も、広く変更認定申請事由となります。近時増加している再生可能エネルギー事業会社の M&A 実務において、対象会社がスポンサーとして、認定事業者たるプロジェクト SPC への出資を通じて開発・建設・運営している個々のプロジェクトにつき、当該 M&A 取引のクロージングに先立ち、広く事前の説明会等の開催が求められることとなった場合、実務的には大きな影響があるものと思われます。

(2) 事業譲渡、合併又は会社分割を原因とする認定事業者の変更

事業譲渡、合併又は会社分割を原因として認定事業者を変更する場合は、変更認定申請に当たって説明会等の開催が必要とされており、かかる説明会等には譲渡人、譲受人双方の出席が必要とされていたため、プロジェクトファイナンスにおけるステップインの場面への影響が懸念されていました。

この点、本ガイドライン案においては、「競売手続において不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡及び相続等」は説明会等が必要な場合に含まないものとされ、また、譲渡人が破産した場合等の法定の手続に則って事業譲渡が行われる場合は、新認定事業者のみの出席で足りるものとされています。

このように、説明会等の開催に当たって旧認定事業者の出席が期待できない場合について一定の配慮がなされているとは見受けられるものの、プロジェクトファイナンスにおけるステップインの局面（特に法定の手続によるのではなく、任意売却による場合）にまで、上記の配慮が及ぼされるのかについては、明らかではありません。

(3) 各種様式の公表について

本ガイドライン案では、附録として、「周辺地域の住民」の範囲を確定する際の自治体に対する相談の際の様式や説明会開催案内の様式、説明会概要報告書／事前周知措置概要報告書の様式等が添付されています。各事業者は、当該様式を利用して自治体との相談や説明会の開催案内、概要報告書の作成を実施する必要があります。

以上のとおり、本ガイドライン案は、再エネ特措法における説明会等のルールのうち、これまで具体化・明確化されていなかった点につき明らかにしています。しかしながら、M&A 実務やプロジェクトファイナンス実務への影響が大きな点であるため、関係する事業者や金融機関は、本ガイドライン案の内容を十分検討し、必要に応じ、パブリック・コメントを行う等の対応が求められるものと考えられます。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴

☎ 03-5220-1858

✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

Client Alert

5. 労働法：技能実習生制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書について

2023年11月30日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（「本有識者会議」）は、2022年12月14日の第一回有識者会議以降の議論等を踏まえた最終報告書（「本報告書」）を公表しました。

本有識者会議は、2022年11月22日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に設置されたものであり、計16回に亘る議論、計28回の関係者ヒアリングを経て、技能実習制度及び特定技能制度の在り方についての一定の結論を含む政府への提言として本報告書を作成し、関係閣僚会議への提出もなされました。

本報告書においては、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに当たっての基本的な考え方として、①外国人の人権保護、②外国人のキャリアアップ、③安全安心・共生社会という3つのビジョンが掲げられ、以下の観点からの提言がなされています。

- 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等
- 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方
- 受入れ見込数の設定等の在り方
- 新たな制度における転籍の在り方
- 監理・支援・保護の在り方
- 特定技能制度の適正化方策
- 国・自治体の役割
- 送出国及び送出しの在り方
- 日本語能力の向上方策
- その他（新たな制度に向けて）

本報告書の提言を受け、法令や制度の変更がなされることが想定されますので、今後の動向には注目が必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

Client Alert

6. 会社法：金融庁、『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表

2023年12月22日、金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果（「パブコメ結果」）等を公表しました。有価証券報告書及び有価証券届出書（「有価証券報告書等」）及び臨時報告書の記載事項の改正内容（[Client Alert 2023年8月号 \(Vol.116\)](#)「10.キャピタル・マーケット」もご参照。）とそれに関連するパブコメ結果のうち、ガバナンスの観点から特に重要性の高いものは以下のとおりです。

1. 企業・株主間のガバナンスに関する合意の開示

有価証券報告書等の提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社を含む。）が提出会社の株主との間で①役員候補者指名権の合意、②議決権行使内容を拘束する合意、③事前承諾事項等に関する合意等のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスの影響等の開示が求められます。パブコメ結果では、①について役員候補者を「推薦」する権利を有する場合や③について「通知」や「協議」をする義務を負うに過ぎない場合は必ずしも開示対象にならない一方で、実質的に「指名」や「事前承諾」に該当する場合には開示対象になる旨等が明示されました。

2. 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意の開示

有価証券報告書等の提出会社が大量保有報告書を提出した提出会社の株主との間で①保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意、②保有株式の買増しの禁止に関する合意、③株式の保有比率の維持の合意、④契約解消時の保有株式の売渡請求の合意、といった株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等の開示が求められます。パブコメ結果では、かかる合意が共同保有者のうち一部の株主との間でのみしか行われておらず、当該株主単独での持分が5%以下となる場合であっても、当該合意は、開示の対象となる旨等が明記されました。

なお、パブコメ結果では、開示対象となる合意は、法的拘束力を有するものに限られるとする反面、契約書等の書面の作成は必須の要件ではなく、口頭の合意であったとしても法的拘束力を有する場合には開示の対象となる旨や「提出会社の株主」とは名義株主を意味する（但し、いわゆる実質株主との間で合意を締結しており、当該株主が実質株主であることを提出会社が把握している場合には、これを任意に開示することが望ましい。）旨、開示の対象から重要性の乏しいものを除くとした反面で上記において挙げた類型に該当しない合意や契約でも重要な契約等である場合には開示を行う必要がある旨が明示されましたので留意が必要です。今回の改正に関する内閣府令は2023年12月22日付で公布され、2024年4月1日から施行されますが、重要な契約の有価証券報告書等への記載は2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。重要な契約が施行日前に締結された場合でも、連結会計年度末日時

Client Alert

点で締結されている場合は原則として開示が必要ですが、2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等までは施行日前に締結された契約については省略可能とされています。また、開示の基準日は前事業年度末ですが、有価証券報告書提出日までに締結された場合には開示が必要となり得る点にも留意が必要です。ここで重要な契約として開示された場合、「事業等のリスク」等の項目においても関連する開示を行うことが適切な場合もあると考えられます。

<参考資料>

金融庁：「「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（2023年12月22日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231222-4/20231222.html>

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

パートナー 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈
☎ 03-5220-1847
✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス①：経済産業省、「外国公務員贈賄防止指針（改訂案）」に係るパブリックコメントを実施

経済産業省は、2023年12月14日、外国公務員贈賄防止指針（「本指針」）の改訂案（「本改訂案」）を公表し、同日から2024年1月15日までを意見募集期間としてパブリックコメントに付しました。

外国公務員贈賄防止については、1997年にOECDにおいて外国公務員贈賄防止条約が採択され、我が国においても1998年に不正競争防止法が改正されて外国公務員贈賄罪が創設されました。

本指針は、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として2004年5月に策定されました。本指針はその策定後数次に亘って改訂されていますが、今般、経済産業省は、外国公務員贈賄に対する罰則が強化されたこと（令和5年法律51号による不正競争防止法

Client Alert

改正)を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループでの議論を経て、本改訂案を取りまとめました。

本改訂案における主な改訂事項の概要は以下のとおりです。

- ① 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
不正競争防止法改正により、法定刑が引き上げられたこと、公訴時効期間が延長されたこと、及び日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象となったことが反映されました。
- ② スモール・ファシリテーション・ペイメント (SFP)⁷に関する記載の修正
OECD 贈賄作業部会の指摘を踏まえ、OECD 理事会勧告(企業における SFP の使用の禁止又は防止を推奨)及びその背景(SFP は腐敗現象であること及び SFP はそれが支払われる国では一般的に違法であること)が追記されました。
- ③ 法人の責任に関する記載について
海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社(本社)に両罰規定が及ぶケースを明確化するため、法人の「従業者」の範囲に関する項目の新設、海外子会社と支店の区別、共犯(共謀共同正犯、教唆及び幫助)に関する説明の追記が行われました。
また、外国公務員贈賄防止体制の構築に関して、リスクベース・アプローチを採用する趣旨の追記、贈賄リスクの特定・評価の重要性とその具体的な手法についての追記、リスクベース・アプローチにおける贈賄リスクの項目化による整理等により、記載の充実が図られました。

冒頭に記載したとおり、本改訂案は現在パブリックコメントコメントに付されており、意見募集期間は1月15日までとなっています。本指針は、それ自体が何らかの拘束力を有するものではありませんが、万が一自社において外国公務員贈賄が生じた場合に、企業又は役員の責任の有無を判断する基準の一つとなると考えられますので、アップデートしておくことは重要となります。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
アソシエイト 山内 裕雅
☎ 03-6266-8547
✉ hiromasa.yamauchi@mhm-global.com

⁷ SFPについて、本指針では「一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。」と説明されています。

Client Alert

8. 危機管理・コンプライアンス②：EU・CSDDD（コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令）暫定合意の公表

2023年12月14日、EU理事会及び欧州議会は、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案（CSDDD）について、暫定合意に達した旨を公表しました。従前より欧州を中心に人権に関するデューデリジェンスを法的に義務付ける動きが加速していたところ、当該公表により、EUにおけるCSDDDの立法が最終段階に至ったといえます。

CSDDDでは、EU域外の企業を含む、一定規模の企業に対して人権及び環境に関するデューデリジェンスを法的に義務化すると共に、企業活動による人権及び環境への負の影響を特定し、当該影響を防止・阻止・救済するためのプロセスの構築と実施が要求される予定です。また、その違反に関する制裁や民事責任も定められることが予定されています。

CSDDDについては、暫定合意に至るまで長い期間を要しました。具体的には、欧州委員会が2022年2月に指令案を公表したところ、2023年6月に欧州議会在がCSDDD案の修正案を公表し、EU理事会及び欧州議会の間で議論が続けられていました。その議論の結果、今回EU理事会と欧州議会在がCSDDDに関する暫定合意に達した旨が公表されました。なお、CSDDDは、EUの指令であるため、CSDDDの成立後に、各EU加盟国で国内法制化が必要となります。

CSDDDは、上記のとおり、一定規模のEU域外の企業に適用される上、EU企業のバリューチェーンに影響を及ぼすことになり、日本企業にも影響が生じることが見込まれ、今後の動向を引き続き注視していく必要があります。

1月16日配信予定のCRISIS MANAGEMENT / Sustainability NEWSLETTERにおいて、CSDDDの概要とその最新動向をご紹介しますので、ぜひ、そちらもご覧ください。

パートナー 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989

✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

カウンセラー 白井 俊太郎

☎ 03-6213-8110

✉ shuntaro.shirai@mhm-global.com

アシエイト 工藤 恭平

☎ 03-6266-8584

✉ kyohei.kudo@mhm-global.com

Client Alert

9. 一般民事・債権管理：抵当権に基づく物上代位と「相殺の効力が直ちに生じる旨の合意」の優劣について判示した事案（最高裁令和5年11月27日判決）

最高裁令和5年11月27日判決（「本最高裁判決」）は、抵当不動産の賃借人は、物上代位による賃料債権の差押え前に賃貸人との間でした、抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と上記差押え後の期間に対応する賃料債権とを直ちに相殺する旨の合意の効力を抵当権者に対抗できない旨判示しました。

従来、抵当権に基づく物上代位と相殺との優劣について、最高裁平成13年3月13日判決民集55巻2号363頁は、①抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の賃借人は、抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、抵当権者に対抗することはできず、また、②抵当不動産の賃借人が賃貸人に対して有する債権と賃料債権とを対当額で相殺する旨を上記両名があらかじめ合意していた場合においても、賃借人が上記の賃貸人に対する債権を抵当権設定登記の後に取得したものであるときは、物上代位権の行使としての差押えがされた後に発生する賃料債権については、物上代位をした抵当権者に対して相殺合意の効力を対抗することができない旨を判示していました。もっとも、当該判決の事案における相殺の合意は、弁済期が未到来の賃料債権を受働債権として相殺することとされていたものの、相殺の効力が生じるのは、（差押え後に到来する）各賃料債権の弁済期であるとされていたことから、上記最高裁判決によれば、この相殺合意の効力を抵当権者に対抗することができないのは当然である一方、本最高裁判決の事案のような、差押え前の時点で、弁済期未到来の賃料債権を受働債権とする相殺の効力が直ちに生じる旨の合意をした場合には、当該相殺合意に基づく相殺を抵当権者に対抗する余地もあることが指摘されていました⁸。

かかる点につき、原判決である大阪高裁令和3年7月9日判決は、抵当不動産の賃借人が、抵当権者による物上代位権の行使としての差押えがされる前に、賃貸人に対する債権を自働債権とし、弁済期未到来の賃料債務について期限の利益を放棄して同債務に係る債権を受働債権とする相殺の意思表示をした場合には、相殺の効力を否定すべき理由はなく、その後に抵当権者が当該債権を差し押さえたとしても、差押えの効力が生ずる余地はなく、このことは、合意による相殺をした場合であっても同様である旨判示し、「相殺の効力が直ちに生じる旨の合意」がある場合には、当該合意に基づく相殺を抵当権者に対抗できるとの判断をしました。

しかし、本最高裁判決は、原判決とは異なり、物上代位による抵当権の効力が、差押えがされた後の期間に対応する賃料債権に及ぶことが抵当権設定登記によって公示されており、これを抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と相殺することに対する賃借人の期待を抵当権の効力に優先させて保護すべきといえないこと等を理由として、冒頭記載のとおり、抵当不動産の賃借人は、物上代位による賃料債権の差押え

⁸ 白石大「判批」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権〔第9版〕』173頁、172頁（2023）

Client Alert

前に賃貸人との間でした、抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と上記差押え後の期間に対応する賃料債権とを直ちに相殺する旨の合意の効力を抵当権者に対抗できないと判示しています。

本最高裁判決により、抵当権設定登記後に取得した賃貸人に対する債権と賃料債権との相殺は、抵当権者による物上代位による賃料債権の差押え前に「相殺の効力が直ちに生じる旨の合意」を行った場合であっても対抗することができないことが明らかになり、適時に抵当権設定登記を行う重要性は一層高まったといえます。また、賃借人においては、賃料債権との相殺を見越して資力の悪化した賃貸人に融資等を行うと、本最高裁判決のようなケースでは、債権回収ができなくなるおそれが大きいことが明らかにされたことには、留意しておく必要があると考えられます⁹。

パートナー 横田 真一郎

☎ 03-6212-8365

✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 片山 和紀

☎ 03-5220-1848

✉ kazuki.katayama@mhm-global.com

10. M&A：金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループが報告を公表

金融審議会が、2023年12月25日、公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループによる公開買付制度・大量保有報告制度・実質株主の透明性のあり方等についての報告を公表しました。

かかる報告において、公開買付制度については、市場内取引等を通じた等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化といった環境変化を踏まえ、主な事項として、以下のとおり提言がなされました。

- ① 資本市場の透明性・公平性を確保するため、市場内取引を通じて企業支配権に重大な影響を与える場合にも、公開買付けの実施を義務付けるべき。
- ② 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値（現行の3分の1ルールの閾値）を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、「議決権の3分の1」から「議決権の30%」に引き下げるべき。
- ③ 買付予定数に上限を設定した公開買付け（部分買付け）を実施する場合、強圧性等の問題に鑑み、公開買付け後の少数株主との利益相反構造に対する対応策や一般株主から反対があった場合の対応策について説明責任を果たさせるべ

⁹ 但し、敷金返還債権に関しては、抵当権に基づく物上代位権の行使として賃料の差押がなされたとしても、賃借人が目的不動産を明け渡した場合には、賃料が敷金返還債権に充当され消滅する旨判示しています（最高裁平成14年3月28日民集56巻3号687頁）。

Client Alert

- き。また、追加応募期間を設けることを希望する公開買付者が任意にこれを設けることができるよう制度を整備すべき。
- ④ 現行の5%ルール趣旨に照らして適切な範囲かつ当該趣旨を潜脱するおそれがない範囲において、(i)単元未満株式の買付け等や(ii)機関投資家等の顧客からの買付け等であって、その後直ちに売却することを予定しているものといった取引が5%ルールの適用対象とならないことを明確化すべき。
 - ⑤ 実態に即しない画一的な運用を避けるため、別途買付けの禁止に関する規制、形式的特別関係者に関する規制、公開買付期間に関する規制、買付条件の変更に関する規制等について、個別事案ごとに例外的な取扱いを許容する制度を設けるとともに、それを可能とするために当局の体制を強化すべき。
 - ⑥ 公開買付けの予告について、市場の安定性を担保する観点から、当局のガイドライン等をもって公開買付けの予告を行う際の開示のあり方を整備すべき。

今回公表された報告内容は、今後金融審議会総会・金融分科会において報告される予定であり、引き続き今後の議論が注目されます。

<参考資料>

金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告

https://www.fsa.go.jp/singj/singj_kinyu/tosin/20231225/01.pdf

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 松尾 博美

☎ 03-5293-4887

✉ hiromi.matsuo@mhm-global.com

11. キャピタル・マーケット：金融審議会、非上場有価証券の取引の活性化のための施策を提言

2023年12月12日、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」が公表されました（本報告書）。本報告書の内容は多岐に亘りますが、なかでも、スタートアップ企業等の資金調達円滑化及び出口戦略の多様化等の観点から、非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化が重要であるとされ、そのための施策として、以下の2点が提言されていることが注目されます。

Client Alert

①プロを対象とした非上場有価証券の仲介を行う金融商品取引業者の参入要件の緩和
非上場有価証券の取引の仲介業務への新規参入を促すため、非上場有価証券のプライマリー取引やセカンダリー取引の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、現行制度の下において必要とされる第一種金融商品取引業の登録要件等（資本金規制、自己資本規制比率、兼業規制等）を緩和することが適当であると提言されました。但し、一般投資家も参加する流動性の高い有価証券については、投資家保護の観点から、原則プロ投資家（特定投資家）を相手方とした非上場有価証券の仲介業務に限定すべきであるとされています。

②非上場有価証券のみを扱う PTS 業務の参入要件の緩和

現行制度の下では、第一種金融商品取引業者が運営する私設取引システム（PTS）業務の規制については、主に上場有価証券等を扱うことを想定した厳格な内容となっていることから、非上場有価証券のセカンダリー取引の場を提供する事業者の参入促進のため、非上場有価証券のみを扱う PTS であって、流動性や取引規模等が限定的なものについては、取引の管理等に関する必要な規制を適用する前提で、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録制の下で参入可能とし、また、現在必要とされている資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和することが考えられると提言されています。

スタートアップへの資金供給の促進のための法整備については、近年様々な取組がなされてきたところですが、本報告書の提言は、これをさらに推し進めるものです。他方で、規制内容によっては、現在金融商品取引業登録を行わずに提供されている M&A のアドバイザー・仲介業務への影響もあり得るように思われます。今後は、本報告書を踏まえて法令改正が行われることが予想され、改正の動向を注視する必要があります。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

12. 税務：令和 6 年度税制改正大綱の閣議決定

昨年 12 月 22 日、内閣は令和 6 年度税制改正大綱を閣議決定しました。

令和 6 年度税制改正大綱も、例年と同様、その内容は多岐に亘りますが、そのうち特に注目すべきものについて簡潔にご紹介します。

Client Alert

まず、法人課税に関しては、賃上げ促進税制について税額控除率の上乗せ措置等の見直しや適用期限の延長等を行うほか、イノベーションボックス税制が創設され、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI 関連のプログラムの著作権）から生ずる譲渡所得、ライセンス所得のうち、最大 30%の金額について、その事業年度において損金算入できるものとされています。さらに国際課税に関して、グローバル・ミニマム課税や外国子会社合算税制の見直しも盛り込まれました。

次に個人所得課税に関しても、ストックオプション税制について一定の要件を満たす場合における譲渡制限株式に関する保管委託要件の撤廃や権利行使価額の限度額引き上げ等の措置が盛り込まれました。

消費課税に関しては、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高が 50 億円超のプラットフォーム事業者を対象に、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度の導入等が盛り込まれています。

具体的な法案の内容ははまだ明らかとなっておらず、また、国会の議論次第では税制改正大綱の内容とは異なったものとなる可能性もあるため、引き続き動向を注視する必要があります。

<参考資料>

令和 6 年度税制改正大綱（財務省 HP）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf

令和 6 年度税制改正大綱の概要（財務省 HP）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/06taikou_gaiyou.pdf

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 捨田利 拓実

☎ 03-5293-4862

✉ takumi.shatari@mhm-global.com

13. 国際訴訟・仲裁：シンガポール国際仲裁センター規則第 7 次ドラフトについて

前回の [Client Alert 2023 年 12 月号 \(Vol.120\)](#) でご説明したとおり、現在、複数の主要な国際仲裁機関において仲裁規則の改訂が進み、又は直近で仲裁規則の改訂が行われています。以下ではそのうち特に、日系企業の利用が多いシンガポール国際仲裁センター（SIAC）規則第 7 次ドラフトのうち、日系企業の関心が強いと思われる点を説明します。なお、この改正はまだ検討中の段階にあります。

Client Alert

(1) 仲裁手続の効率性を目的とした改正

近年、仲裁は費用の高額化が問題視されることが多くなっており、それは SIAC も例外ではありません。この問題に対応する手続として、以下の①Expedited Procedure 及び②Streamlined Procedure が設けられています。①については、従前から存在した制度ですが、より利用のハードルが低くなり制度も簡素化されました。②は、①よりもさらに簡素化された制度であり、迅速かつ効率的に仲裁手続を進めたい当事者にとって選択肢が広がるものといえます。

	Expedited Procedure	Streamlined Procedure
係争額の上限	原則として 1,000 万 SGD	原則として 100 万 SGD
仲裁人の数	原則として単独仲裁人	単独仲裁人
審理の方法	原則として書面審理	原則として書面審理、 文書提出命令は許容されない、証人尋問は行われない
仲裁判断のタイミング	原則として仲裁廷の構成から 6 ヶ月以内	原則として仲裁廷の構成から 3 ヶ月以内

(2) その他の改正

上記以外にも、多数の改正が提案されていますが、例えば①サードパーティーファンディング利用についての開示に関する規則の整備、②ケースマネジメントシステムである SIAC Gateway の設置、③仲裁判断の公開に関する規則の整備等、近年の仲裁プラクティスの発展に応じた内容となっています。主要な仲裁機関はいずれも規則を柔軟に改正し、使い勝手を良いものとする事で、当該機関における仲裁手続を魅力的なものとする努力をしていますが、SIAC 規則の改正提案もこうした流れに沿うものといえます。

パートナー 眞鍋 佳奈
 ☎ +65-6593-9762 (シンガポール)
 03-5220-1829 (東京)
 ✉ kana.manabe@mhm-global.com

Client Alert

14. 国際通商／経済安全保障：基幹インフラの事前審査制度の対象となる事業者の指定及び各省 FAQ の公表など直近の動き（経済安全保障推進法）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（「経済安全保障推進法」）に基づく4つの施策の1つである「基幹インフラ役務の安定的な供給の確保に関する制度」（「基幹インフラ制度」）について、2024年5月からの本格的な運用開始に向けて、制度の対象となる事業者の指定、運用の詳細を定める省令の改正、解説やガイドラインの公表・改訂といった動きが続いています。基幹インフラ制度は、電気、金融、電気通信、鉄道、水道といった、国民生活及び経済活動の基盤となる基幹インフラサービスを提供する事業者が使用する重要な設備の導入や維持管理の外部委託に際し、インフラ事業者が事業所管大臣に事前届出を行い、審査を受ける制度です。同制度については当事務所ニュースレター「[経済安全保障推進法アップデート vol.4－基幹インフラ役務に関する事前審査制度への実務的対応－](#)」（INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN 2023年10月号（Vol.8））で解説させていただいたほか、2023年12月28日に、内閣府より、同制度の[概要資料](#)も公開されておりますので、制度の大枠を理解したい場合にご参照ください。

本稿では、上記ニュースレター発出後の動きを補足します。

まず、2023年11月17日に、基幹インフラ事業を所管する個別の省庁による各改正省令¹⁰（同年9月にパブリックコメントの募集を開始していたもの）が施行され、基幹インフラ事業者が事業所管大臣に届け出なければならない導入等計画書の様式や、事業者が実施すべきリスク管理措置の内容等が正式に定められました。

加えて、同日、基幹インフラ制度の対象となる事業者（特定社会基盤事業者）を指定したことが告示されました¹¹。同制度は、法律の形式上は2024年2月に全面施行される予定ですが、導入等計画書の届出義務については、制度の対象となる事業者の指定等から6ヶ月間の経過措置があるため、実際の届出義務の適用開始は、2024年5月17日となります。

さらに、上記の動きを踏まえて、2023年11月から12月にかけて、基幹インフラ事業を所管する各省から、基幹インフラ制度の運用に関するFAQ（「技術的解説」とも呼ばれています）が公表されました。各基幹インフラ分野に固有の事情を踏まえた解説がFAQ形式で記されており、今後、2024年5月17日に向けて、順次改訂が予定されています。

¹⁰ 省令は、経済安全保障推進法の施行令9条各号により「特定社会基盤事業」に指定された各インフラ事業を所管する省庁が個別に定めており、名称は「〇〇省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」といったものになっていますが（一部例外あり）、規定の内容自体はおおむね共通となっています。これらの省令のうち、制度の対象となる事業者（特定社会基盤事業者）の指定基準や特定重要設備の定義等に関する部分は2023年8月に公布されており、届出事項等その他、運用の詳細に関する部分が同年11月に公布・施行されました。

¹¹ 内閣府ウェブサイトの「[基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度](#)」ページに、各基幹インフラ所管省庁の経済安全保障推進法対応ウェブページへのリンクが貼られていますので、そちらをご参照ください。

Client Alert

基幹インフラ制度の対象となるインフラ事業者、設備の供給者、維持管理の委託先の事業者等においても、同制度の運用を踏まえた情報の収集、各種契約書の改訂、リスク管理措置の導入や見直しといった準備が本格化しています。

パートナー 宮岡 邦生
☎ 03-6266-8738
✉ kunio.miyaoka@mhm-global.com
カウンセラー 蔦 大輔
☎ 03-6266-8769
✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

15. 米国：企業結合ガイドライン最終版の公表

DOJ（司法省反トラスト局）とFTC（連邦取引委員会）は、2023年12月18日、企業結合ガイドライン（「本ガイドライン」）の最終版を公表しました¹²。本ガイドラインは、2023年7月に公表されていた草案¹³の内容を、基本的に維持しつつ¹⁴、パブリックコメント等において提出された意見を踏まえた変更が加えられ、最終化されたものです。

本ガイドラインは、草案のとおり、水平型企业結合について、競争の実質的制限の可能性が推定される閾値を従来の2010年の水平型企业結合ガイドラインよりも引き下げるにより（ガイドライン1）、競争の実質的制限のおそれが推定される場合をより広く認めようとする当局の姿勢を明らかにするものといえます。また、垂直型企业結合についても、草案段階で、当事会社の市場シェアが50%を超える場合にはそのような市場構造だけで競争の実質的制限のおそれが推定されるとされていた部分（草案段階のガイドライン6）は削除され、市場シェアが50%を超える場合は当事会社が市場支配力を有していることの推定が働くものと表現こそ緩められたものの、競争事業者に対するいわゆる投入物閉鎖等により競争の実質的制限のおそれが推定される場合があること（ガイドライン5）等、基本的考え方は踏襲されました。そのほか、本ガイドラインは、近年、米国競争当局の関心が高い、潜在的参入者を市場から除去することとなる企業結合（ガイドライン4）、プラットフォーム型ビジネスを巡る企業結合（ガイドライン9）、労働市場における企業結合（ガイドライン10）等についても、競争上の懸念が生じる場合（theory of harm）の明確化を図っており、注目に値します。

本ガイドラインにも表れているとおり、近年、米国競争当局は、企業結合全般に対し厳格な態度を示しています。このようななか、本ガイドラインが、今後、米国において競争当局への届出が必要になるM&Aの実務や司法判断にどのような影響を及ぼすのか、動向が注目されます。

¹² https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/P234000-NEW-MERGER-GUIDELINES.pdf

¹³ https://www.justice.gov/d9/2023-07/2023-draft-merger-guidelines_0.pdf

¹⁴ 本草案の概要については、[Client Alert 2023年8月号 \(Vol.116\)](#) をご参照ください。

Client Alert

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 須納瀬 史也

☎ 03-5223-7791/+1-646-255-1164

✉ fumiya.sunose@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 川本 健

☎ 03-5220-1868/+1-646-255-1163

✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

16. 中国・アジア(タイ) : イニシャル・コイン・オフERING (Initial Coin Offering : 「ICO」) に対する新たな規制の導入

タイの証券取引委員会(「SEC」)は、暗号資産を利用した資金調達手段であるイニシャル・コイン・オフERING(「ICO」)に対する新たな規制を導入しました。ICOの中には、いくつかの種類がありますが、この規制は、デット型ICO(Debt-like ICO)とインフラ裏付型ICO(Infra-backed ICO)を対象とするもので、2023年11月16日から適用されています。

(1) デット型ICO

デット型ICOは、基礎となるプロジェクトの業績にかかわらず、元本と金利があらかじめ定められている、ローン類似のデジタル資産が発行されるICOです。このデット型ICOの発行がSECに承認されるためには、発行者は、プロジェクトの信頼性について、ICOポータル(SECに認可されたICOのための電子システムを提供する事業者)又は独立した専門家による、合理的かつ信頼できる評価を実施する必要があります。また、この評価は、特に元本返済能力に関連するリスク評価に重点を置いた上で、開示される必要があります。これは、投資家が十分な情報に基づく投資判断ができるようにするものです。

(2) インフラ裏付型ICO

インフラ裏付型ICOは、特定のインフラ事業の収益からリターンを得られるデジタル資産が発行されるICOです。インフラ裏付型ICOとインフラトラスト(インフラプロジェクトへの投資を目的とする投資信託)の類似性を考慮し、インフラトラストに関する従来の規制との基準を合わせる形で、ICOの対象となるインフラの定義、

Client Alert

実施すべきデューデリジェンスと資産評価に関する要件、ICO に関与する受託者の義務や業務等に関して、規制が改定されました。

タイでは、現在のところ、ICO の件数は、まだ多くはありません。投資家保護と ICO のリスクの緩和を目的とする今回の規制が、今後のタイにおける ICO の拡大につながるかが注目されます。

パートナー パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152 (バンコク)

✉ panupan.u@mhm-global.com

アソシエイト 千原 剛

☎ +66-2-009-5079 (バンコク)

☎ 03-5223-7798 (東京)

✉ go.chihara@mhm-global.com

17. 新興国（ロシア）：ロシアにおける証券取引に関する制限の動向

2023 年 11 月 8 日、大統領令 844 号（「本大統領令」）が公布され、同日施行されました。本大統領令は、各国の対ロシア制裁及びこれに対するロシア政府の一連の対抗措置の中で制限されてきたロシア居住者及び外国人の間の証券取引について、一定の例外を認めるものです。

(1) 本大統領令の概要

本大統領令は、①外国人が、ロシア国内の口座に保有する現金を対価として、ロシア居住者がロシア国外で保有する外国証券を取得するための手続及び、②ロシア居住者及び外国人との間で外国証券を取引するための手続を定めるものです。

①及び②の背景として、2022 年 3 月 1 日付大統領令 81 号（「大統領令 81 号」）は、ロシア居住者及び「非友好国・地域」の外国人の間の証券取引を原則として禁止しており、外国投資管理政府委員会の許可がない限り、かかる証券取引を行うことができない状態にありました。本大統領令は、この制限に例外を認めるものです。

(2) 本大統領令が定める規制の内容

上記①に関して、ロシア政府は、2022 年 3 月 5 日付で公布・施行された政令 95 号において、ロシア居住者が外国債権者に対し、外国債権者名義でルーブル建ての「C 口座」を開設した上で、当該 C 口座への入金によって債務を弁済することを認める一方、C 口座に入金されたルーブルを外貨に両替したり、当該口座から海外送金することを認めないものとしたため、外国人が自らの名義で開設された「C 口座」に資金が入金された場合でも、当該資金を利用することは事実上極めて難しい状態にありました。加えて、2022

Client Alert

年6月にEUがロシアの国立決済預託機関（NSD）を制裁対象に指定したことにより、欧州の決済機関が、ロシア居住者が保有する外国証券の取引を停止したため、ロシア居住者が保有する外国証券がいずれも凍結された状態になっていました。

かかる事態を踏まえ、本大統領令では、(i)ロシア居住者から外国人に対する外国証券の譲渡について、(ii)当該証券がロシアの預託機関の口座に記録されており、(iii)対価が当該外国人名義の「C口座」の資金から支払われ、(iv)取引総額が100,000ルーブル未満である場合、外国投資管理政府委員会の許可を得ることなく外国証券の取引が可能とされています。但し、かかる取引は競売により行われるものとされ、取引後の外国証券はあくまでロシアの預託機関の中で処理されるにとどまり、外国人が取得した外国証券に関するEUにおける取引制限を解除するためには、別途EU当局から許可を取得する必要があります。

上記②は、大統領令81号によるロシア居住者及び外国人の間の外国証券取引に対する制限の例外を認めるものであり、(i)外国証券が、当該証券に関する記録を行う権限を有する外国機関に登録されており、(ii)当該取引の決済が、ロシア居住者がロシア税務当局に開示された外国銀行に保有する銀行口座を用いて行われる場合には、大統領令81号による外国証券の取引制限が適用されないものとされています。

本大統領令により認められたロシア居住者との間の外国証券の取引制限に関する例外は、ロシアに対する投資回収の余地を生むものではありません。もっとも、本大統領令にはその内容において不明確な点が多数残っているほか、本大統領令に対する欧米各国のさらなる対抗措置も考えられるところであり、その動向を引き続き注視する必要があると考えられます。

パートナー 土屋 智弘

☎ 03-5223-7740

✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

カウンセラー 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ aki.tanaka@mhm-global.com

アソシエイト 重富 賢人

☎ 052-446-8657

✉ kento.shigetomi@mhm-global.com

アソシエイト 仲谷 佳奈子

☎ 03-6266-8770

✉ kanako.nakatani@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『株主総会 2024 年の課題と対応』
視聴期間 2024 年 1 月 5 日（金）10:00～2024 年 1 月 31 日（水）17:00
講師 澤口 実
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『2024 年定時株主総会における想定問答作成及び回答のポイント』
視聴期間 2024 年 1 月 15 日（月）10:00～2024 年 3 月 14 日（木）17:00
講師 奥山 健志
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『【再放送】 AI 導入・開発企業必見！生成 AI×個人データ入力時の
問題点 個人情報保護法の「クラウド例外』』
開催日時 2024 年 1 月 16 日（火）14:00～15:20
講師 田中 浩之
主催 株式会社 LegalOn Technologies

- セミナー 『著作権を巡る実務上の問題とその解決策～社内利用・契約利用に
関する疑問から、生成 AI など近時のトピックまで徹底解説～』
開催日時 2024 年 1 月 16 日（火）14:00～17:00
講師 佐々木 奏
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『中国スパイ防止法の概要と日本企業が留意すべきポイント』
開催日時 2024 年 1 月 19 日（金）13:00～16:30
講師 康 石
主催 株式会社情報機構

- セミナー 『第 5283 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「インバウンド需要
拡大で加熱するホテル不動産投資・ホテル買収 - 投資・運営スキーム、
契約作成及びデューデリジェンスの実務解説』』
開催日時 2024 年 1 月 19 日（金）13:30～16:00
講師 内津 冬樹、白井 俊太郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 【申込受付中】『インドにおける贈賄対応の最新のトレンド』
開催日時 2024 年 1 月 23 日（火）16:00～17:00
講師 【INDUSLAW】 Saurav Kumar 弁護士 Avik Biswas 弁護士

Client Alert

【森・濱田松本法律事務所】御代田 有恒

主催 森・濱田松本法律事務所

上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『営業秘密漏洩の対応の勘所と予防策～元検事が刑事告訴実務も詳細に解説～』
開催日時 2024年1月25日(木) 14:00～17:00
講師 【森・濱田松本法律事務所】今泉 憲人
【宇賀神国際法律事務所】宇賀神 崇
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『欧米の個人情報保護規制におけるこどもの保護の最新動向と日本への示唆』
開催日時 2024年1月25日(木) 15:00～16:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人日本 DPO 協会

- セミナー 『Understanding the Variation Margin (VM) CSA (Japanese Language)』
開催日時 2024年1月26日(金) 9:00～12:10
講師 江平 享
主催 International Swaps and Derivatives Association, Inc. (ISDA)

- セミナー 『環境価値の接点、各手法の分析と賢い取組み方「コーポレート PPA をはじめとした事業用不動産の100%再エネ化手法と法的留意点」』
開催日時 2024年1月26日(金) 13:30～15:30
講師 鮫島 裕貴
主催 JPI (日本計画研究所)

- セミナー 『脱炭素ビジネス基礎講座 コーポレート PPA 法令上・契約上の留意点』
開催日時 2024年1月26日(金) 14:30～17:00
講師 木村 純
主催 株式会社日本ビジネス出版 環境ビジネス編集企画部

Client Alert

- セミナー 『プログラムの医療機器該当性の判断とその相談実務』
開催日時 2024年1月29日(月) 13:00~15:30
講師 徳田 安崇
主催 株式会社情報機構

- セミナー 『ChatGPTを含む生成AI活用の法務実務～知的財産権、法的・倫理的責任、ルール整備と関連契約等利用態様を踏まえた実務上の注意点～』
開催日時 2024年1月29日(月) 13:30~16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『上場会社のための金融商品取引法の基礎～四半期報告書制度の廃止など近時の改正動向も含めて～』
視聴期間 2024年2月1日(木) 10:00~2024年2月29日(木) 17:00
講師 五島 隆文
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『法的視点から見るサイバーセキュリティの2023年重要トピックと、2024年の実務展望 - サイバーセキュリティ法務に詳しい弁護士4名が徹底議論 第2弾』
開催日時 2024年2月1日(木) 15:00~16:30
講師 蔦 大輔
主催 BUSINESS LAWYERS / 弁護士ドットコム株式会社

- セミナー 『第88回「コンプライアンス・役員セミナー」(役付役員等対象)』
開催日時 2024年2月2日(金) 11:30~12:30
講師 江平 享
主催 一般社団法人全国地方銀行協会

- セミナー 『第5294回金融ファクシミリ新聞社セミナー「営業秘密侵害に関する刑事実務対応ー営業秘密の漏洩予防策から刑事告訴の実務までー』
開催日時 2024年2月2日(金) 13:30~16:30
講師 【森・濱田松本法律事務所】今泉 憲人
【宇賀神国際法律事務所】宇賀神 崇
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

➤ 本

『Lexology In-Depth Technology Disputes Edition 3』(2023年11月刊)



出版社

Law Business Research Ltd.

著者

田中 浩之 増田 雅史 (共編著)、上田 雅大 (著)

➤ 本

『サステナビリティの経営と法務』(2023年11月刊)



出版社

株式会社経済法令研究会

著者

森・濱田松本法律事務所 ESG/SDGs プラクティスグループ (編著)

箱田 英子、澤口 実、太子堂 厚子、上村 哲史、岡谷 茂樹、梅津 英明、末廣 裕亮、田井中 克之、近澤 諒、川端 健太、高宮 雄介、宮田 俊、石橋 誠之、松村 謙太郎、五島 隆文、福田 剛、山本 義人、久保 圭吾、足立 悠馬、白井 俊太郎、近藤 武尊、野村 修也

➤ 本

『日本のトップ100社のコーポレート・ガバナンス 2024』(2023年12月刊)



出版社

株式会社日本経済新聞出版社

著者

森・濱田松本法律事務所 (編著)

澤口 実、内田 修平、田井中 克之、若林 功晃、松村 謙太郎、立元 寛人、安原 彰宏、木内 遼、進 華菜子、伊藤 竜之介、佐々木 里紗、根本 拓弥、平松 直樹、松本 光資、矢野 皓大

Client Alert

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第1回）サイバーセキュリティ×法律（総論）—サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0 を中心に」
掲載誌 NBL No.1254
著者 薦 大輔
- 論文 「日米における対外直接投資規制の概要と今後の展開」
掲載誌 NBL No.1254
著者 大川 信太郎
- 論文 「金融行政方針にみるプリンシプル・ベースとルール・ベースの今後」
掲載誌 金融法務事情 No.2220
著者 小田 大輔
- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第1回 従業員不正に関する諸論点」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.19
著者 木山 二郎、今泉 憲人（共著）
- 論文 「「企業買収における行動指針」について—公正な M&A ルールの進展に向けて—」
掲載誌 月刊監査役 756 号
著者 保坂 泰貴
- 論文 「分配可能額を超えた配当等の法的責任」
掲載誌 企業会計 Vol.75 No.12
著者 藤津 康彦
- 論文 「「企業買収における行動指針」の概説」
掲載誌 企業会計 Vol.75 No.12
著者 保坂 泰貴
- 論文 「「企業買収における行動指針」について」
掲載誌 週刊経営財務 No.3625
著者 保坂 泰貴

Client Alert

- 論文 「企業買収における行動指針」の概要と今後の展望」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1691
著者 保坂 泰貴
- 論文 「令和5年改正不正競争防止法の概要について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.35 No.12
著者 佐々木 奏
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制(14)
データ侵害時に必要となる対応①」
掲載誌 会社法務 A2Z No.199
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「わが国の M&A 法制の今後」
掲載誌 MARR online 350 号
著者 石綿 学
- 論文 「In-Depth Mergers & Acquisitions Litigation Edition 4 - Japan
Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth Mergers & Acquisitions Litigation Edition 4
著者 近澤 諒、朽網 友章（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Class and Group
Actions Laws and Regulations Japan 2024」
掲載誌 Class and Group Actions Laws and Regulations Japan 2024
著者 上村 哲史、上田 雅大、南谷 健太、日高 稔基（共著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Banking & Finance 2023 –
Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Banking & Finance 2023
著者 青山 大樹、松田 悠希（共著）
- 論文 「Rethinking Japan's Health System Sustainability Under the
Planetary Health Framework」
掲載誌 Health Systems & Reform Vol.9 issue1, 2023
著者 南谷 健太

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

▶ パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の17名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、ティップアパー・リムピチャイ

また、同日付で17名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、高松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

▶ 日本経済新聞社による2023年「企業法務・弁護士調査」において高い評価を得ました

日本経済新聞社による「企業法務・弁護士調査」の「2023年に活躍した弁護士」ランキングにおいて、当事務所の弁護士が以下のとおり選ばれました。

さらに、同調査の「頼りがいがある法律事務所」ランキングにおいて、当事務所は、「弁護士の知識や実務経験が豊富」(31社)、「幅広い分野に対応できる」(17社)などの項目で高い評価を受け、2位に選ばれました。

「2023年に活躍した弁護士」ランキング

<企業法務全般(会社法)>

石綿 学 弁護士 (企業6位、総合5位)

澤口 実 弁護士 (企業9位、総合6位)

渡辺 邦広 弁護士 (企業11位、総合9位)

石井 裕介 弁護士 (企業14位)

太子堂 厚子 弁護士 (企業14位)

Client Alert

<M&A・企業再編>

石綿 学 弁護士（企業 4 位、総合 2 位）
鈴木 克昌 弁護士（企業 9 位、総合 18 位）
内田 修平 弁護士（総合 12 位）
関口 健一 弁護士（総合 12 位）

<危機管理・不正調査>

山内 洋嗣 弁護士（企業 7 位、総合 2 位）
梅津 英明 弁護士（企業 13 位）
林 眞琴 弁護士（総合 5 位）
藤津 康彦 弁護士（総合 10 位）

<ビジネスと人権>

梅津 英明 弁護士（企業 1 位、総合 1 位）
藤津 康彦 弁護士（企業 10 位、総合 17 位）
林 眞琴 弁護士（総合 13 位）

<中国法務>

江口 拓哉 弁護士（企業 3 位、総合 3 位）
石本 茂彦 弁護士（企業 6 位、総合 4 位）
康 石 弁護士（企業 8 位、総合 9 位）
森 規光 弁護士（企業 14 位）
小野寺 良文 弁護士（総合 20 位）

「頼りがいがある法律事務所」ランキング
森・濱田松本法律事務所 2 位

➤ Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナム、及びインドネシア (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

・ Banking & Finance、Capital Markets、Capital Markets: Securitisation &

Client Alert

Derivatives、Competition/Antitrust、Corporate/M&A、Dispute Resolution、Employment、Insurance、International Trade、Investment Funds、Projects & Energy、Real Estate、Restructuring/Insolvency、Tax、Technology, Media, Telecoms (TMT) (Band1)

- ・ Intellectual Property、Life Sciences (Band 2)
- ・ Crisis Management (Spotlight)

JAPAN - OSAKA

- ・ General Business Law (Band 2)

THAILAND

- ・ Projects & Energy、Banking & Finance、Competition/Antitrust、Corporate/M&A、Restructuring/Insolvency (Band 1)
- ・ Employment、Real Estate、Technology, Media, Telecoms (TMT) (Band 3)
- ・ Dispute Resolution (Band 4)
- ・ Aviation (Spotlight)

MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 2)

VIETNAM

- ・ Real Estate (Band 3)

INDONESIA

- ・ Technology, Media, Telecoms (TMT) (Band 3)

弁護士

JAPAN

- ・ Banking & Finance

佐藤 正謙、青山 大樹、小林 卓泰、末廣 裕亮、松田 悠希

- ・ Capital Markets

鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之

- ・ Capital Markets: J-REITs

尾本 太郎、藤津 康彦

- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives

佐藤 正謙、江平 享

- ・ Competition/Antitrust

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、高宮 雄介

Client Alert

・ Corporate/M&A

棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小島 義博、林 宏和、紀平 貴之、
内田 修平、松下 憲

・ Crisis Management

藤津 康彦、梅津 英明、山内 洋嗣

・ Dispute Resolution

関戸 麦、飯田 耕一郎

・ Dispute Resolution: International

ダニエル・アレン

・ Employment

高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一

・ Insurance

増島 雅和、吉田 和央

・ Intellectual Property

三好 豊、岡田 淳

・ International Trade

石本 茂彦、梅津 英明、宮岡 邦生

・ Investment Funds

竹野 康造、三浦 健、大西 信治

・ Life Sciences

浦岡 洋、堀尾 貴将

・ Projects & Energy

小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮

・ Real Estate

小澤 絵里子、石川 直樹、蓮本 哲

・ Restructuring/Insolvency

藤原 総一郎、山崎 良太、稲生 隆浩

・ Tax

大石 篤史、酒井 真、栗原 宏幸、小山 浩

・ Technology, Media, Telecoms (TMT)

岡田 淳

THAILAND

・ Banking & Finance

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、スパトラー・サ
ターポンナーノン

・ Competition/Antitrust

プラーナット・ラオハパイロート

Client Alert

- ・ Corporate/M&A

アカラポン・ピチエードヴァニチョーク、ヌアンポーン・ウエークスワナラック

- ・ Dispute Resolution

ナティー・シーラチャルアン

- ・ Projects & Energy

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、デイビット・ベックステッド

- ・ Real Estate

タナナン・タマキアット

MYANMAR

- ・ General Business Law

キンチョー・チー、武川 丈士、眞鍋 佳奈

VIETNAM

- ・ Real Estate

グエン・ゴック・フック

INDONESIA

- ・ Technology, Media, Telecoms (TMT)

アバディ・ティスナディサストラ

➤ [Who's Who Legal の Global Practice Area Report 2023 および Thought Leaders Report 2023 の各分野にて高い評価を得ました](#)

Law Business Research が発行する Who's Who Legal の Global Practice Area Report 2023 および Thought Leaders Report 2023 において、当事務所の弁護士が以下の分野で Leader に選出されました。

- ・ Arbitration

Future Leader: ダニエル・アレン

- ・ Capital Markets – Debt and Equity

International Leader: 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之、トニー・グランディ

- ・ Capital Markets – Structured Finance

International Leader: 佐藤 正謙

Client Alert

・ Competition

Global Elite Thought Leader: 伊藤 憲二

Global Elite Thought Leader - Under 45: 加賀美 有人

Thought Leader: 宇都宮 秀樹、高宮 雄介

International Leader: 眞鍋 佳奈

・ Data – Information Technology

International Leader: 小野寺 良文、増島 雅和

・ Data – Data Security

International Leader: 増島 雅和

・ M&A and Governance – M&A

International Leader: 石綿 学、大石 篤史、松村 祐土

・ M&A and Governance – Corporate Governance

International Leader: 石綿 学

・ Private Funds - Formation

International Leader: 竹野 康造、三浦 健

・ Project Finance

International Leader: 前田 博、ジェッサダー・サワッディポン

・ Real Estate

International Leader: 佐藤 正謙、小澤 絵里子、佐伯 優仁、蓮本 哲

・ Telecoms Media & Entertainment – Telecoms & Media

International Leader: 小野寺 良文

・ Trade & Customs

International Leader: 高宮 雄介

・ Transport– Space & Satellites

International Leader: 石川 大輝

- [The Legal 500 Asia Pacific Green Guide 2024](#) にて高い評価を得ました
Legalease が発行する [The Legal 500 Asia Pacific Green Guide 2024](#) において、当

Client Alert

事務所および当事務所のバンコクオフィス (Chandler MHM Limited) は、気候変動、ガバナンス及びサステナビリティに関わる問題に助言する法律事務所として選出され、高い評価を得ました。

➤ Chambers FinTech 2024 にて高い評価を得ました

Chambers FinTech 2024 において、当事務所は日本における FinTech Legal の分野で Band 1 にランクインし、増島 雅和 弁護士、堀 天子 弁護士及び石橋 誠之 弁護士が高い評価を得ました。

➤ 山内 洋嗣 弁護士が Lexology Client Choice Awards 2024 に選出されました

Law Business Research による Lexology Client Choice Awards 2024 にて、当事務所の山内 洋嗣 弁護士が Business Crime Defence 分野にて選出 (日本で 1 名のみ選出) されました。

➤ 辰野 嘉則 弁護士が ALB の Litigators of Asia 2023 に選出されました

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) Asia 2023 年 12 月号にて、辰野 嘉則 弁護士が Litigators of Asia 2023 に選出されました。

➤ 上海オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023 年 12 月 25 日より、同ビル 6 階から 22 階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 22 階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAX に変更はございません。

➤ 湯浅 哲 弁護士がホーチミン市法科大学「日本法体系コース」非常勤講師に就任しました

➤ 岩原 紳作 顧問が日本学士院の新会員に選ばれました

➤ 藤原 総一郎 弁護士が内閣府「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」メンバーに就任しました

➤ 関戸 麦 弁護士が日本商事仲裁協会 仲裁調停規則改正委員会委員に就任しました

Client Alert

- 佐藤 典仁 弁護士が中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）における外部評価委員に就任しました
- 佐藤 典仁 弁護士がデジタル庁「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」構成員に就任しました
- 新人弁護士（60名）が入所しました
朝岡 駿太郎、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛、猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大、岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥、小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、荘司 晴彦、白崎 翔、管 優太郎、鈴木 晴人、高久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎、利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬、根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓真、平島 圭悟、深見 瑞、藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花、三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗、若尾 和哉、若林 慶太郎、渡辺 貴子